○関東地方整備局告示第七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月十三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　公益財団法人とちぎ建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	高久　勝

(2)　変更年月日　平成二十六年二月一日

○近畿地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
田辺市稲成町字新江原三一五〇番から同市芳養町字サビ七番一まで	前 A	九・二〇〇～四七・〇〇〇（メートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 C	二五・〇〇〇～四一・〇〇〇（メートル）	
	前 B	三三・〇〇〇～五〇・四二〇（キロメートル）	
	前 D	八・二〇〇～一〇二・八〇〇（メートル）	
	後 D	八・二〇〇～一〇二・八〇〇（メートル）	
	後 C	二五・〇〇〇～四一・〇〇〇（メートル）	
	後 B	三三・〇〇〇～五〇・四二〇（キロメートル）	
	後 A	九・二〇〇～四七・〇〇〇（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　岩出都市計画道路事業三・六・四号岩出駅畑毛線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県岩出市高瀬字若宮及び西野字釘貫地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月十一日内閣から提出した議案は次のとおりである。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件

視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

三月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

社会保険料算出における「交通費」の取り扱いに関する質問主意書（中根康浩提出）

所得税法の「寡婦控除」に関する質問主意書（中根康浩提出）

ＮＨＫ会長が理事に辞表提出を求めた件等に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

会議

三月十二日（水曜日）午前十時　本会議

議案受領（予備審査）

三月十一日内閣から次の議案が送付された。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五四号）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

質問主意書提出

三月十一日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の法律の整備改廃に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四一号）

敗戦直後からの確定債務・休眠口座などの現状に関する質問主意書（藤田幸久提出）（第四二号）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第十九号中「及び収集した電子情報」を「、収集した電子情報及び閲覧の提供を受けた電子情報（第四十三条第十二号の規定により整理したものに限る。）」に改める。